

杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等に係るモニタリング・監査要項

[平成19年10月31日 理事長裁定]

(目的、趣旨)

第1 この要項は、杉野服飾大学（以下「大学」という。）及び杉野服飾大学短期大学部（以下「短期大学」という。）における競争的資金等公的研究費の適正な管理を図ることを目的とする。

(組織、構成等)

第2 この要項に基づくモニタリング及び監査の実施は、経理部に監査班を設置して行うものとする。

2 監査班は、次の職員で構成するものとする。

一 班長（主査） 1人

二 班員 若干人

3 班長（主査）は、経理部長をもって充てるものとし、班員は、経理部職員の内から、学長が指名する者を充てるものとする。

4 前3項の定めに関わらず、学長が必要と判断した場合においては、事務局の他の部、課所属の職員を班員に加えることができるものとする。

(任務等)

第3 監査班は、学長の直轄組織とし、学長の指揮・命令に従い、モニタリング及び内部監査に必要な業務を迅速に遂行しなければならない。

2 モニタリング及び監査の実施にあたっては、常に大学、短期大学全体の視点に立たなければならない。

3 監査の実行に際しては、会計書類上形式的、外形的な要件や計数のチェックにとどまらず、適正な経費管理を行うための体制等についても検証しなければならない。

(他の監査部門等との連携)

第4 監査班は、モニタリング及び監査の実施について、監事及び外部監査人と意見交換等を密接に行うなど、連携を強化し、適切かつ効果的な監査等を行わなければならない。

2 監査班は、不正防止計画推進担当者との連携を強化し、有効なモニタリングを行うよう努めなければならない。

(関係教職員の監査等への協力)

第5 監査班の任務の遂行について、学内の関係教職員は、モニタリング及び内部監査の円滑な実施に全面的に協力しなければならない。

(その他)

第6 班長（主査）は、モニタリング及び内部監査の実施状況、実施過程で把握した問題点について、速やかに学長に報告し、改善策等に関する指示を受けな

ければならない。

(執行日)

第7 この要項は、平成19年11月1日から適用する。